

地 域 防 災 計 画 編

第 1 編

総 則

第 1 章 計画の方針

第 2 章 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

第 3 章 大村市の概況

第 4 章 計画の前提

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であって、市の地域に係る各種災害に対して、市及び防災関係機関の防災組織の総力を結集して、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに各種災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

第2節 計画の性格・範囲

- 1 この計画は、市の地域に係る防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、自然災害や大規模事故に係る計画である。
- 2 この計画は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する諸施策について関係機関がそれぞれの立場で実施する責任を有する計画である。
- 3 この計画は、以下の国土強靱化の基本目標を踏まえた計画である。
 - (1) 人命の保護が最大限図られること。
 - (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
 - (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - (4) 迅速な復旧・復興
- 4 この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、長崎県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき長崎県知事から市長に委任された場合の計画又は長崎県知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画、その他防災に関する各種計画を包含するものとする。
- 5 この計画は、国が定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに県防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。
- 6 この計画は、恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要がある場合はこれを修正する。

第3節 防災の基本理念

- 1 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護する行政上最も重要な施策である。
- 2 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるようさまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 3 市及び関係機関等は、それぞれの立場で果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。また、市民一人一人が自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、市、関係機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。
- 4 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念は、以下のとおりである。

(1) 災害予防

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

(2) 災害応急対策

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害急応対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(3) 災害復旧・復興

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第4節 計画の習熟

本市並びに防災関係機関等は、平素からこの計画の遂行に当たって、組織の責務が十分に果たせるよう、自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実動又は図上訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

本市並びに市民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため県の支援のもと、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 指定地方行政機関

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
九州管区警察局 (大村警察署)	54-0110	災害時における治安、交通、通信及び警察相互応援要請に係る連絡調整など警察行政に関する調整
九州総合通信局	(096) 326-7831	1 非常通信体制の整備 2 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出 3 災害時における電気通信の確保 4 非常通信の統制、監理
福岡財務支局 (長崎財務事務所)	(095) 827-7095	1 地方公共団体に対する災害融資 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 3 公共事業等被災施設の査定の立会
九州厚生局 (長崎事務所)	(095) 801-4201	1 災害時の国立病院、国立療養所における医療、助産救護の指示調整 2 災害による負傷者等の国立病院、国立療養所における医療助産、救助の指示調整
長崎労働局	(095) 846-6343	工事、事業場における労働災害の防止及び災害救助に対する援助
九州農政局 長崎県拠点	(095) 845-7121	1 被害状況の把握・報告に関すること。 2 応急用食料の調達・供給に関すること。 3 一般食料の安定供給対策に関すること。 4 農地・農業施設等の災害復旧事業に関すること。 5 災害に強い国土と農業基盤の整備に関すること。
九州森林管理局 (長崎森林管理署)	(0957) 41-6911	1 国有林野等の森林治水事業の防災管理 2 災害応急用材の需給対策
九州地方整備局 (長崎河川国道事務所)	(095) 839-9211	1 直轄公共土木施設の整備と維持管理 2 直轄国道の防災に関すること。 3 直轄河川の水防に関すること。 4 港湾、海岸災害対策 5 高潮、津波災害等の予防

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
九 州 運 輸 局 (長崎陸運支局)	(095) 839-4747	1 災害時における陸上輸送の調査並びに指導 2 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 3 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
九 州 運 輸 局 (佐世保海事事務所)	(0956) 31-6165	1 災害時における海上輸送の調査並びに指導 2 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令 3 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
大 阪 航 空 局 (長崎空港事務所)	53-6151	1 長崎空港及びその周辺における航空機災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の消火救難活動 2 長崎空港の運航及び運用に重大な影響を及ぼす自然災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合の対応措置 3 遭難航空機の捜索及び救難活動
福 岡 管 区 気 象 台 (長崎地方气象台)	(095) 811-4861	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
佐世保海上保安部	(0956) 31-6003	災害時、海上における人命、財産の救助、その他の救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安警備

2 自衛隊

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
陸 上 自 衛 隊 第 1 6 普 通 科 連 隊	52-2131	災害時における人命、財産の救援及び応急復旧活動の支援

3. 県

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
長 崎 県	(095) 824-1111	1 県防災会議に関する事務 2 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 3 水防その他の応急措置 4 県地域内の災害に関する情報収集、伝達及び被害調査 5 被害者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策 7 市町が処理する災害事務又は業務の実施についての援助及び調整 8 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力 9 その他県の所掌事務についての防災対策

4. 市

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
大 村 市	53-4111	1 市防災会議に関する事務 2 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 3 消防、水防その他の応急措置 4 市地域内の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 5 被害者に関する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策 7 市内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 8 災害対策に関する隣接市町村間の相互応援協力等 9 その他市の所掌事務についての防災対策

5. 指定公共機関

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
日 本 銀 行 (長 崎 支 店)	(095) 820-6111	災害時における金融機関の災害応急対策
日 本 赤 十 字 社 (長 崎 県 支 部)	(095) 846-0680	1 災害時における医療、助産及び死体の処理の実施 2 災害における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 3 救援物資及び義援金募集業務

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
日 本 放 送 協 会 (長 崎 放 送 局)	(095) 821-1115	気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
(独法)国立病院機構 長崎医療センター	52-3121	1 災害拠点病院としての役割を鑑み、災害時の初動対応から復旧・復興期にわたり、地域社会の「芯柱」となったの復興への貢献を果たす 2 他の医療機関等との協力体制に基づき、状況に応じた最善の方法を柔軟に選択し、一人でも多くの人命を救助する
ヤマト運輸 長崎主管支店	49-5536	災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送
西日本高速道路(株) 九州支社 長崎高速道路事務所	(0957) 26-0011	有料道路及び施設の保全防災対策
九州旅客鉄道(株) (長崎支社)	(095) 822-0109	鉄道施設の防災及び災害救助物資の緊急輸送
西日本電信電話(株) (長崎支店)	(095) 893-8059	災害時における通信の確保
郵便事業株式会社 長崎支社 (大村郵便局)	52-2800	1 災害時における郵便業務の確保 2 災害時における郵便事務に係る災害事務取扱及び援護対策
日本通運株式会社 (長崎支店)	(095) 846-2110	災害時の貨物自動車による救援物資等の輸送の確保
九州電力株式会社 (大村配電事業所)	(0120) 986-403	1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給確保 3 被災施設の応急対策と災害復旧
(一社)長崎県建設業協会 大村支部	53-2196	建設及び災害復旧活動の協力
(公 社) 長 崎 県 トラック協会大村支部	52-2917	1 災害時における救援物資等の輸送の確保 2 災害時の応急輸送

6 指定地方公共機関

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
九州ガス株式会社 大村支店	53-3320	1 災害時のガス供給 2 被災施設の調査と災害復旧
報 道 機 関		災害状況及び災害対策に関する報道

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
長 崎 県 医 師 会 大 村 市 医 師 会	54-0151	災害時における被災者の救助活動
長 崎 県 歯 科 医 師 会 大 村 東 彼 歯 科 医 師 会	54-1006	災害時における被災者の救助活動
長 崎 県 看 護 協 会 県 央 支 部	(0957) 49-8050	災害時における被災者の救助活動
長 崎 県 L P ガ ス 協 会 大 村 支 部	55-8455	災害時における L P ガスの供給

7 公的団体等

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
市アマチュア無線クラブ	54-0722	緊急通信の協力
長崎県中央農業協同組合	53-6161	1 被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策指導 3 被災農家に対する融資の斡旋 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋 5 農作物の需給調整
大村商工会議所	53-4222	1 商工業被害調査、融資又はその斡旋の協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救援物資、復旧資材の確保、斡旋協力
病院等経営者		1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 被災時の収容者の収容保護 3 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設経営者		1 避難施設の整備と訓練 2 被災時の収容者の収容保護
金融機関		被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
大村市町内会長会 連 合 会 婦 人 会	53-4111 (内線185) 54-3161 (市コミセン内)	1 避難者の誘導及び避難所内の協力に関すること。 2 被災者に対する炊き出し及び救援物資の配分等の協力に関すること。 3 その他被災状況調査等の協力に関すること。
F M おおむら	52-5252	災害状況及び災害対策に関する報道
おおむらケーブルテレビ 株 式 会 社	54-3811	
大村東彼薬剤師会	48-7722	災害時における薬剤師の派遣

第3章 大村市の概況

第1節 自然条件

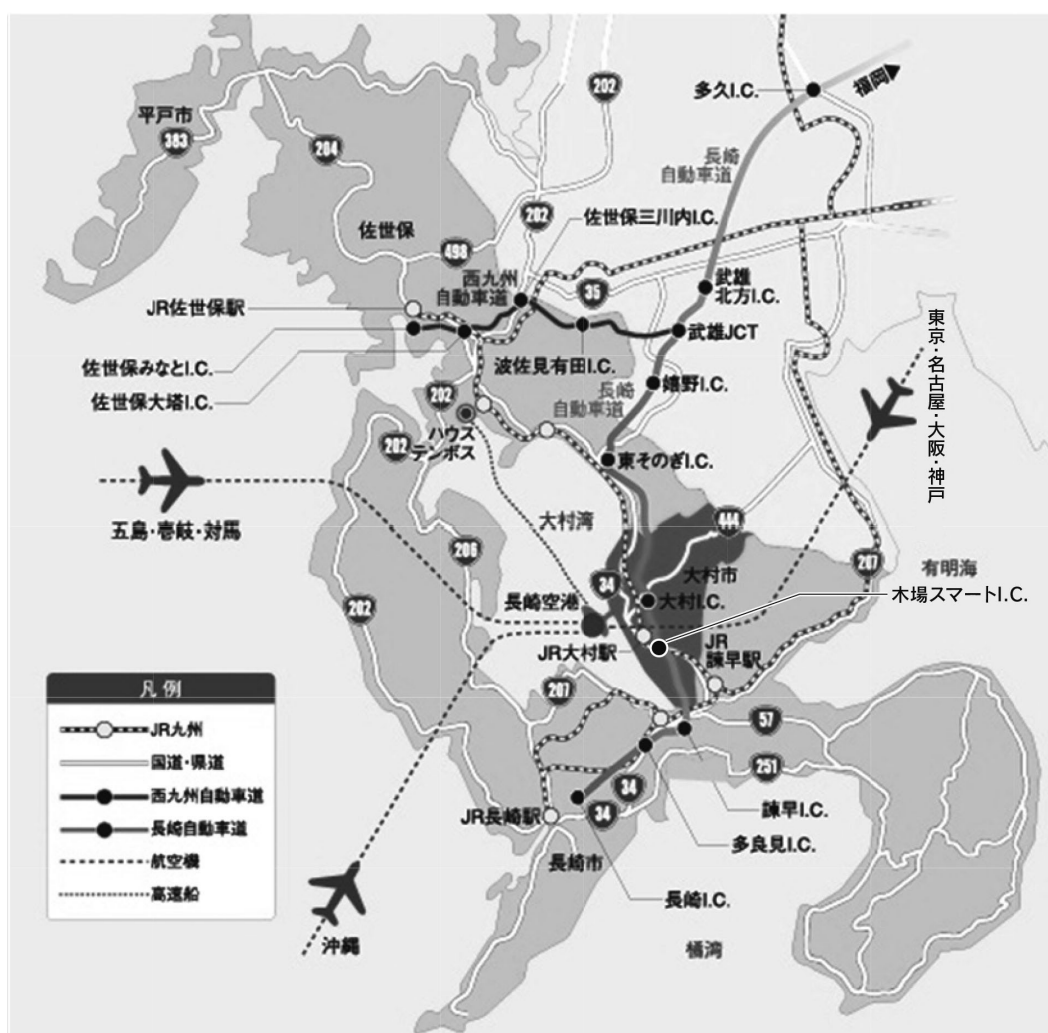
1 位置

本市は、長崎県のほぼ中央に位置し、長崎・佐世保両市のほぼ中間にあり、東は多良山系により佐賀県と諫早市に接し、西は大村湾、南は諫早市、北は東彼杵町に接している。

緯度・経度（大村市役所）

北 緯 32度54分00秒

東 経 129度57分30秒



2 面積

市域は、東西14.1km、南北16.6kmで、その面積は、126.73km²（県土の約3.07%）である。

3 地 形

地形は、西から東に向かって「海」→「扇状平野」→「丘陵地」→「山岳地」となっている。

「海」は、箱庭に形容され「琴の海」ともいわれる大村湾で、閉鎖性内湾であることから波が穏やかである。

「扇状平野」は、郡川及び大上戸川の扇状地で形成され、平坦地の少ない長崎県下においては諫早平野に次いで広い平野である。

「丘陵地」は火山活動により形成されたものである。

「山岳地」は、標高1,076mの経ヶ岳を筆頭に1,000mを超える五家原岳、郡岳などの多良山系がある。

4 地 質

東部の多良岳火山の山麓は、大村湾に向かい緩やかに傾斜し、末端部には主として郡川が作った大村扇状地が発達する。この扇状地堆積物は、80m内外の厚さをもつ。

南部には、古第三系の諫早層群を被覆する玄武岩の溶岩台地が発達し、日岳（258m）がその最高峰をなす。

5 気象・気候

(1) 気 象

海洋性の気象地帯に属し温暖であり、全般に西海型気候の特徴を示すが、冬期は日本海型気候の特徴が顕著になる。

(2) 気 温

最高気温、最低気温の平均は、それぞれ21.6℃及び13.5℃で、年間平均気温は、17℃前後である。

(3) 降雨量

降水量は、年間1800mm前後であり、日雨量が多いのは、梅雨時期及び台風の時期である。

(4) 風

年間を通じて南東の風が吹くことが多く、風速は平均4m/s前後であり、風速が10m/s以上の風は年間約90日程度で、冬場が多い。

第2節 社会条件

1 人口及び人口動態

本市の人口は、令和2年の国勢調査によると95,397人であり、県土面積に占める割合の3.1%に対し、県人口の7.3%が居住している。

最近5年の人口の推移は、県としては減少傾向にある中、市は、増加している。

人口動態については、「資料編 III 大村市の現況」の項による。

2 土地利用状況

(1) 本市においては、平成11年12月に国土利用計画法に基づく国土利用計画（大村市計画）を改定し、市土の利用に関する基本としては、次の4地域を定め土地利用の混乱と乱開発を防ぎ、地域の環境保全と有効利用を図るよう努めている。

- ① 都市地域 都市計画区域・用途地域
- ② 農業地域 農業振興地域・農用地区域
- ③ 森林地域 国有林・地域森林計画対象民有林・保安林
- ④ 自然公園地域 自然公園区域

(2) 都市計画区域

本市の都市計画区域は、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域を概ね丘陵地帯を南北に縦走するラインから西側の平坦地にかけて面積5,997haを指定している。

(3) 用途地域

用途地域は、地域地区の中で最も基本となる都市計画であり、住居、商業、工業その他の用途を適正に配置することにより、都市機能を向上させるとともに良好な都市環境を維持、改善することを目的として2,344haを定めている。

用途地域の現況については、「資料編 III 大村市の現況」の項による。

(4) その他地域地区計画

都市計画区域の地域地区計画として、風致地区等の指定地区がある。

地域地区指定状況については、「資料編 III 大村市の現況」の項による。

(5) 農業振興地域

市街地として計画的に整備利用する都市計画の用途地域、自衛隊演習危険区域、規模の大きな森林区域を除く地域を総合的に農業の振興を図るべき地域として、昭和47年3月に農業振興地域整備計画を策定し、昭和57年度、平成7、13、21、27年度及び令和2年度に計画の見直しを行い、現在、農業振興地域4,427haが指定され、そのうち1,148haを農用地区域として設定している。

3 交通

(1) 航空路

長崎空港は、長崎県の空の玄関口として、東京、大阪、名古屋、神戸の国内主要都市をはじめ上海・香港間の国際航路や五島・壱岐・対馬など離島との航路が就航している広域高速交通体系の要となっている。

(2) 道 路

ア 一般道

市内道路網の重要幹線は、市を南北に縦断する国道34号があり、これに接続あるいは並行して、佐賀県鹿島市に通じる国道444号、県道長崎空港線、杭出津松原線、大村外環状線、広域農道等がある。なお国道34号においては、慢性的な交通渋滞の解消や緩和を図るため、国土交通省により拡幅事業が進められている。

イ 高速道

長崎自動車道大村インターチェンジ及び木場スマートインターチェンジがあり、県内はもとより九州各地との交通アクセスも便利である。また、空港と併せて高速交通拠点としての価値も高い。

(3) 鉄 道

JR大村線があり、早岐駅で佐世保線と、諫早駅で長崎本線、島原鉄道にそれぞれ連絡している。市内の駅は、大村駅、竹松駅、諏訪駅、岩松駅及び松原駅の5か所がある。

また、令和4年度に九州新幹線西九州ルートの開業に伴い新大村駅が開業予定である。

第4章 計画の前提

第1節 総説

この計画策定にあたっては、市の気象・地勢等地域の特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる事象が、今後、市の地域に発生することを想定する。

- 1 台風等暴風雨の影響を毎年受ける。
- 2 記録的な豪雨災害が発生する。
- 3 地すべり、山崩れ等土砂災害は多発化傾向をたどる。
- 4 地震、津波等による災害は発生する。
- 5 交通機関等の大事故による死傷者が発生する

第2節 風水害の想定

1 水害の想定

主要河川は、多良岳を水源とする郡川をはじめ、大上戸川、内田川、鈴田川などがあり、過去の水害を教訓に護岸工事等も行われている状況にあるが、水源から河口までが短距離であり、大雨や長雨等の現象によって河川が増水し、家屋の倒壊、流出や浸水、道路や耕地の冠水、内水氾濫、交通の障害等のほか、がけ崩れ、土石流、地滑り等の土砂災害被害が想定される。

2 台風被害の想定

年間発生する台風で、九州北部地方に上陸又は接近する台風は7月から9月にかけてが多く、台風による暴風や大雨により家屋の倒壊や浸水、土砂災害、河川が増水や氾濫の被害が想定される。また、この時期は海面の平均潮位が一年のうちで最も高くなることから、吸い上げや吹き寄せ効果の影響により高潮による浸水の被害が想定される。

台風の発生状況等については、「資料編IV災害統計資料等」の項による。

第3節 地震・津波被害の想定

1 長崎県の地震想定

- (1) 長崎県地震等防災アセスメント調査委員会では、本県において発生が予測される地震時の地震動、液状化、斜面崩落、津波などによる物的・人的被害等が検討され、平成18年3月「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」として報告された。

この報告書では、本市において、最大で、M7.1（震度6弱～震度6強）規模の地震が発生し、人的・物的被害及び液状化等の被害が想定されている。

- (2) 地震震度

長崎県地震発生想定検討委員会及び長崎県地震等防災アセスメント調査委員会が合同で県内の震度予測について検討した結果、県内の活断層で最大の規模が予測されるのは、雲仙地溝南縁断層帯の東部、西部が連動した地震である。この場合、諫早・大村地区で震度5強～震度6強が予測されている。

また、活断層が確認されていない場所での震度予測を行うため、県内全域でのM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定しており、その場合、本市においても震度6弱～6強が予測される。

- (3) 長崎県の過去の地震被害の実態

県内の主な地震被害の発生地域は、橘湾から島原半島付近、諫早市付近、長崎市周辺、壱岐・対馬周辺である。その他、長崎県周辺で発生した規模の大きな浅い地震によって被害を受けたことがあるほか、四国沖から紀伊半島沖を震源域とする巨大地震でも被害が生じている。

過去の地震被害の状況及び大村市における地震発生状況については、「資料編 IV 災害統計資料等」の項による。

2 大村市周辺の活断層

平成14～16年度に実施された「雲仙活断層群調査」により、陸域及び海底に多くの活断層が分布していることが確認されている。

同調査では、陸域及び海底において確認される雲仙活断層を、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯及び雲仙地溝南縁西部断層帯の3断層帯に区分しており、海底においては、橘湾西部断層帯、島原沖断層群として活断層を確認している。

なお、本市には、活断層と推定されるものが大村から諫早北西付近に存在する（大村諫早北西付近断層帯）と指摘されている。

(2) 各市町村別の震度の範囲（県内の活断層による地震）

想定地震	雲仙地溝北縁 断層帯	雲仙地溝南縁 東部断層帯と西 部断層帯連動	島原沖断層群	橘湾西部 断層帯	大村—諫早 北西付近 断層帯
地震規模	M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1
大村市	震度5弱－6弱	震度5強－6強	震度4－5弱	震度4－5強	震度6弱－6強
長崎市	震度4－6弱	震度4－6強	震度3－5弱	震度4－6強	震度4－6強
佐世保市	震度3－5弱	震度4－5強	震度3－4	震度3－5弱	震度4－5強
島原市	震度6弱－6強	震度6弱－6強	震度5弱－6弱	震度4－5弱	震度5弱－5強
諫早市	震度5強－6強	震度5強－6強	震度4－5弱	震度4－6弱	震度5強－6強
平戸市	震度3－4	震度3－4	震度3	震度3－4	震度3－4
松浦市	震度3－4	震度4	震度3－4	震度3－4	震度4－5弱
対馬市	震度3	震度3	震度3	震度3	震度3
老岐市	震度3－4	震度3－4	震度3	震度3	震度3－4
五島市	震度3－4	震度3－4	震度3	震度3－4	震度3－4
西海市	震度4－5弱	震度4－5強	震度3－4	震度3－5弱	震度4－5強
雲仙市	震度6弱－6強	震度5強－6強	震度4－5強	震度4－5強	震度5弱－6強
南島原市	震度5強－6弱	震度6弱－6強	震度4－5強	震度4－5強	震度4－5弱
長与町	震度5強	震度5強－6弱	震度4	震度5弱－5強	震度5強－6弱
時津町	震度4－5強	震度5弱－6弱	震度3－4	震度4－5強	震度5弱－6弱
東彼杵町	震度4－5強	震度4－5強	震度3－4	震度4－5弱	震度5強－6強
川棚町	震度4－5弱	震度4－5弱	震度3－4	震度4	震度5弱－6弱
波佐見町	震度4－5弱	震度4－5強	震度3－4	震度4	震度5弱－5強
小値賀町	震度3－4	震度4	震度3	震度3－4	震度3－4
江迎町	震度4	震度4	震度3	震度4	震度4－5弱
鹿町町	震度3－4	震度4	震度3	震度3－4	震度4－5弱
佐々町	震度4	震度4	震度3	震度3－4	震度4
新上五島町	震度3－4	震度4	震度3	震度3－4	震度3－4

雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動については、地盤の軟弱な場所の一部震度7となることが予測される。

(3) 大村市周辺の活断層を震源とする地震による大村市の被害予測

(県防災アセスメント調査報告書 (H18年3月) による。)

区分		震源		大村一諫早北西 付近断層帯 (M7.1)	市中心部 直下 (M6.9)	雲仙地溝 南縁連動 (M7.7)	雲仙地溝 北縁 (M7.3)	
		大村市における震度		震度6弱—6強	震度6弱—6強	震度5強—6強	震度5弱—6弱	
人的被害	死者			156人	135人	4人	3人	
	負傷者			1,124人	1,137人	774人	484人	
	重傷者			103人	110人	115人	69人	
建物被害	倒壊	大破	木造	3,143棟	3,016棟	139棟	104棟	
			非木造	566棟	559棟	23棟	17棟	
		中破	木造	5,440棟	5,380棟	547棟	334棟	
			非木造	1,125棟	1,111棟	59棟	43棟	
	液状化	大破	木造	112棟	—	—	—	
			非木造	35棟	—	—	—	
		中破	木造	362棟	—	—	—	
			非木造	118棟	—	—	—	
	火災	夏朝5時		736棟	—	10棟	10棟	
		冬夕6時		955棟	—	25棟	20棟	
	上水道施設被害				286か所	—	57か所	33か所
	下水道管渠被害				12.4km	—	4.1km	2.3km
電柱被害				92本	—	25本	4本	
電話柱被害				67本	—	15本	3本	
備考		人的被害は、建物倒壊によるもので、地震による火災での被害は含んでいない。						

3 大村市における津波の想定・被害予測

平成23年3月11日の東日本大震災を受け、長崎県では南海トラフ地震（東海地震・東南海地震・南海地震・日向灘地震の4連動）の津波被害等の予測が次の表のとおり示された。

(1) 最大津波高及び津波の到達時間一覧

ア 初期潮位＝既往最大潮位

沿岸 海域名	港名	堤防等 施設	初期潮位	地盤の隆 起・沈降量 ※1	津波の到達 時間※2	最大津波 到達時間	最大水位	最大津波 波高※3
			T.P(m)	(m)	(分)	(分)	T.P(m)	(m)
大村湾 沿岸	大村港	機能する	1.06	-0.01	—	566	1.11	0.06
		機能しない	1.06	-0.01	—	543	1.12	0.07

イ 初期潮位＝朔望平均満潮位

沿岸 海域名	港名	堤防等 施設	初期潮位	地盤の隆起・ 沈降量 ※1	津波の到達 時間※2	最大津波 到達時間	最大水位	最大津波 波高※3
			T.P(m)	(m)	(分)	(分)	T.P(m)	(m)
大村湾 沿岸	大村港	機能する	0.76	-0.01	—	559	0.81	0.06
		機能しない	0.76	-0.01	—	541	0.81	0.06

※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間

※3 「最大津波高(m)」＝「最大水位(T.P(m))」－「初期潮位(T.P(m))」
－「地盤の隆起・沈降量(m)」

※既往最大潮位＝過去に起きた最大潮位

※朔望平均満潮位＝朔（新月）及び望月（満月）の日から5日以内に現れる、各月の最高潮位の平均値

(2) 大村市の地震津波による被害予測・想定

ア 初期潮位＝既往最大潮位

	木造建設(棟)				非木造建設(棟)		浸水 建物 合計 (棟)	死亡者数(人)				堤防等施 設による 浸水被害 軽減効果 (%)
	床下浸水 H<0.5M	床上浸水 (軽微)	床上浸水 (半壊)	床上浸水 (全壊)	床下浸水 H<0.5M	床上浸水 (軽微)		津波到達時間に よる補正後		津波到達時間に よる補正後		
		0.5M≤H ≤1.0M	1.0M≤H ≤2.0M	2.0M≤H		0.5M≤H		避難 意識 通常	避難 意識 低い	避難 意識 通常	避難 意識 低い	
堤防施設が機能 する場合の被害 想定	30	20	10	0	20	20	100	0	0	(10)	(20)	20%
堤防施設が機能 しない場合の被 害想定	30	40	10	0	20	20	120	0	0	(10)	(20)	—

イ 初期潮位＝朔望平均満潮位

	木 造 建 設 (棟)				非木造建設 (棟)		浸水 建物 合計 (棟)	死亡者数 (人)				堤防等施 設による 浸水被害 軽減効果 (%)
	床下浸水 H<0.5M	床上浸水		床上浸水 (全壊) 2.0M≤H	床下浸水 H<0.5M	床上浸水 (軽微) 0.5M≤H		津波到達時間に よる補正後		津波到達時間に よる補正後		
		(軽微) 0.5M≤H ≤1.0M	(半壊) 1.0M≤H ≤2.0M					避 難 意 識 通 常	避 難 意 識 低 い	避 難 意 識 通 常	避 難 意 識 低 い	
堤防施設が機 能する場合の 被 害 想 定	30	10	0	0	20	10	70	0	0	(10)	(20)	25%
堤防施設が機 能しない場合 の 被 害 想 定	50	10	0	0	20	10	90	0	0	(10)	(20)	—

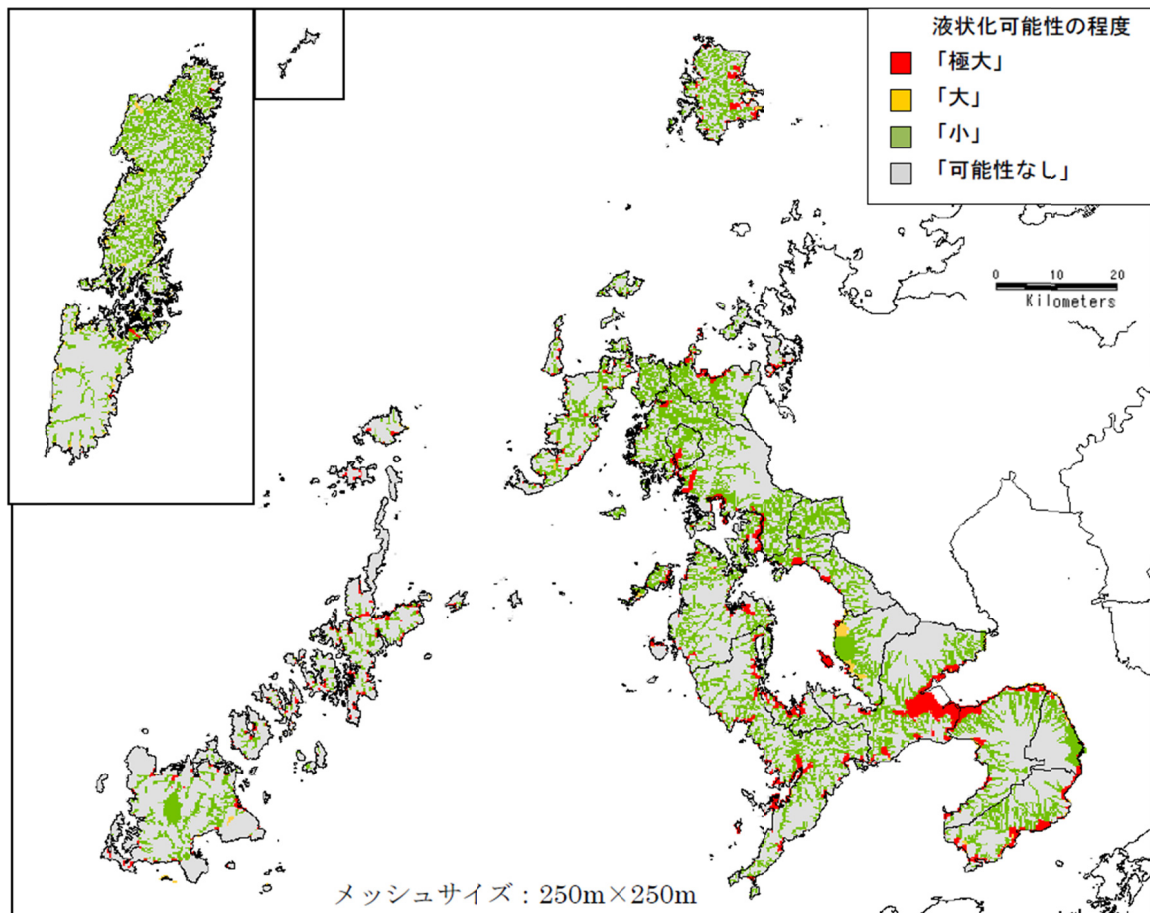
4 液状化現象

地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動することにより液体状になり、上部の舗装や構造物などが揚圧力を受け破壊や沈み込みを起こす現象である。

発生する場所は砂丘地帯や三角州、港湾地域の埋め立て地などがほとんどであるが、河川跡、池跡、水田跡なども発生しやすい地質であることが分かってきている。

本市においても近年、都市化が進み、該当地域が多くなってきている状況にあり、大規模地震発生時には液状化による被害の発生も予想される。

(1) 微地形区分による液状化の可能性



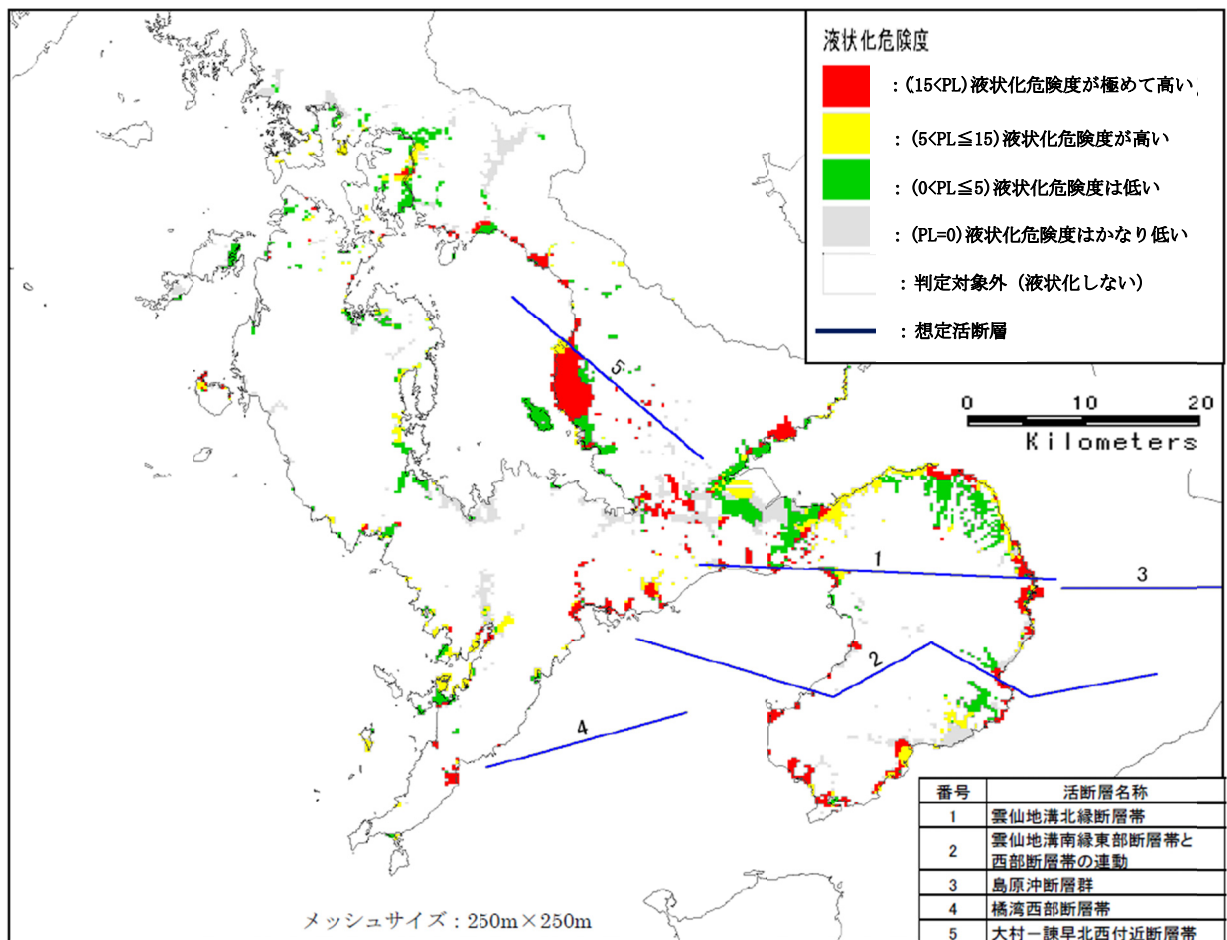
出典：長崎県地震等防災アセスメント調査平成18年3月

■本資料は「液状化地域ゾーニングマニュアル平成11年1月 国土庁防災局震災対策課」に従い、平成17年度アセスメントで作成した微地形区分図を基に、液状化の危険度を一般的に指摘される可能性程度で表した資料である。

■特定の地震動による液状化判定結果ではない。

■本資料では、液状化対策工事の有無及びその効果判定は行っていない。

(2) 5つの地震における最大となるP L値分布



出典：長崎県地震等防災アセスメント調査平成18年3月

■本資料は、250mメッシュ範囲において、図中に示す5震源の地震に対して個別に求めたP L地の最大値を抽出し、危険度として評価した資料である。

■本資料は、5震源を対象とした液状化判定結果であり、その地域の液状化に対する危険度を表した資料ではない。

5 津波浸水想定・津波災害警戒区域

(1) 県は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、平成26年3月31日に「津波浸水想定」を設定した。これは、最大クラスの津波が、悪条件下で発生した場合に想定される浸水域と水深（浸水深）を表しており、総合的防災対策を構築する際の基礎となるもので、本市においては、松原地区沿岸において、最大で3mの浸水深が想定されている。

別図「津波浸水想定図」

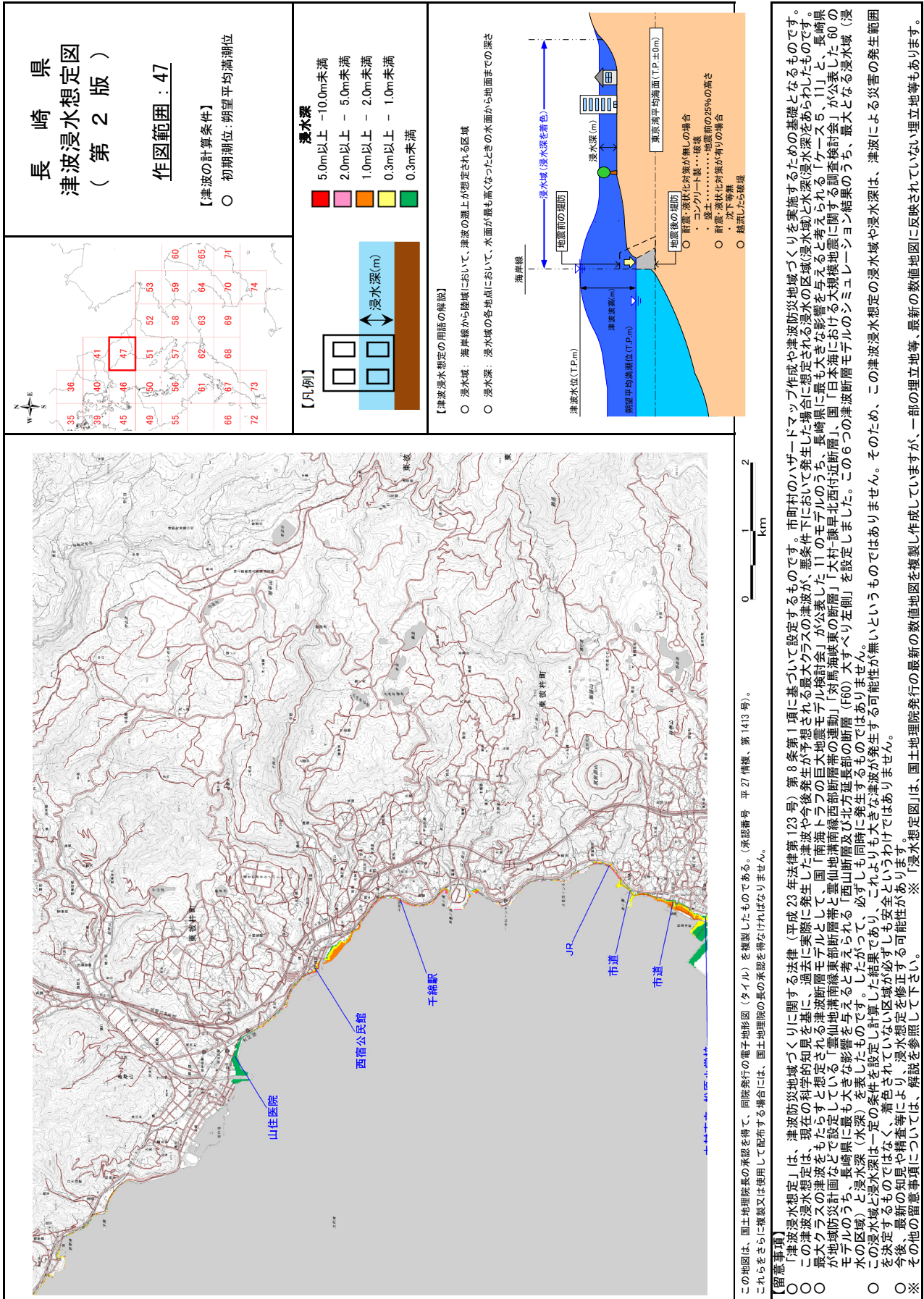
(2) 県は、上記浸水想定区域を津波が発生した場合に警戒避難体制を整備する区域として、平成29年3月31日、「津波災害警戒区域（避難路の確保、避難訓練の実施などを行う地域）」に指定している。

（*津波災害警戒区域は、長崎県ホームページ及び大村市防災マップで閲覧できる。）

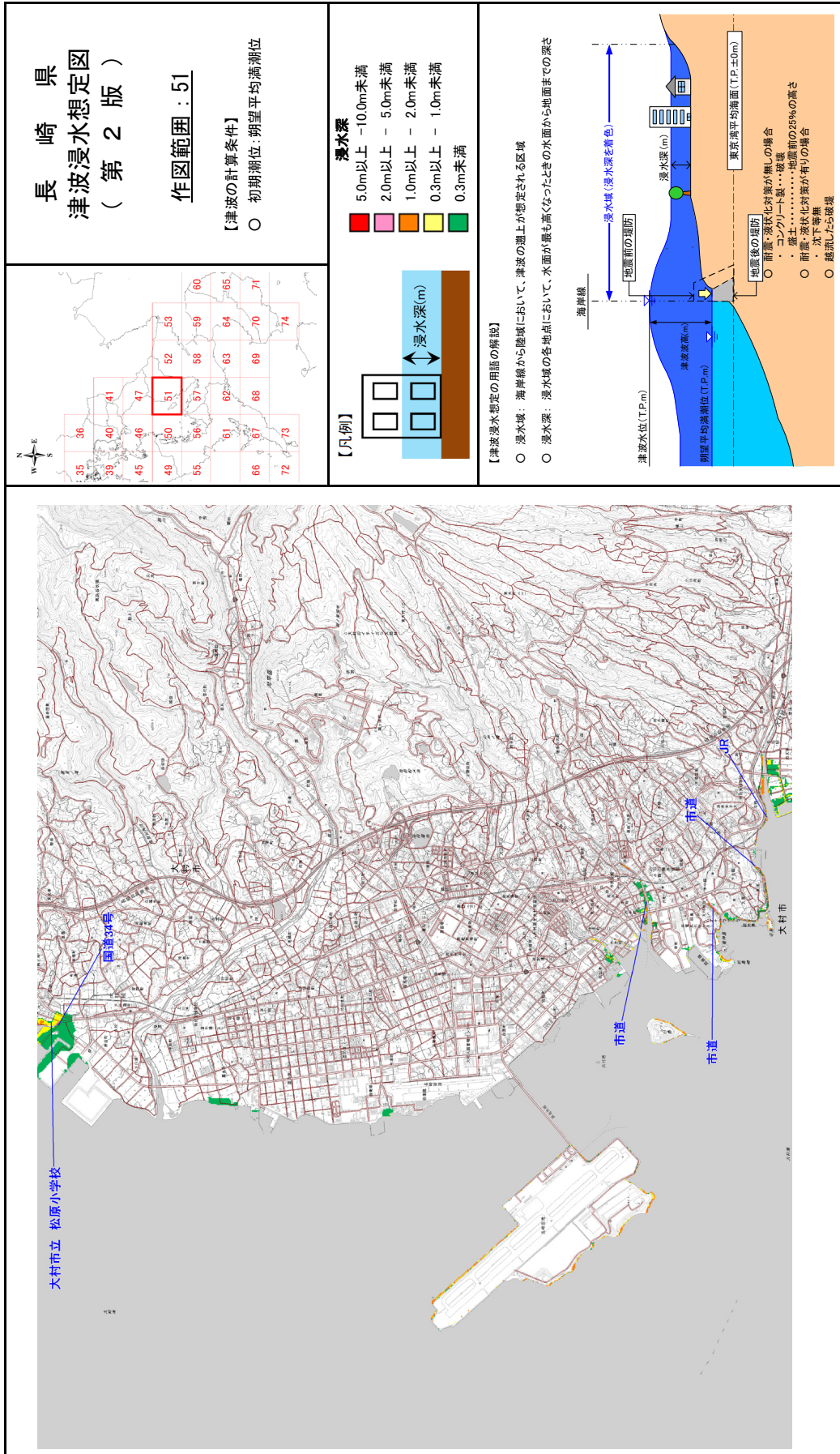
津波浸水想定図

1 松原地区の津波浸水想定

別 図



2 大村・鈴田地区の津波浸水想定

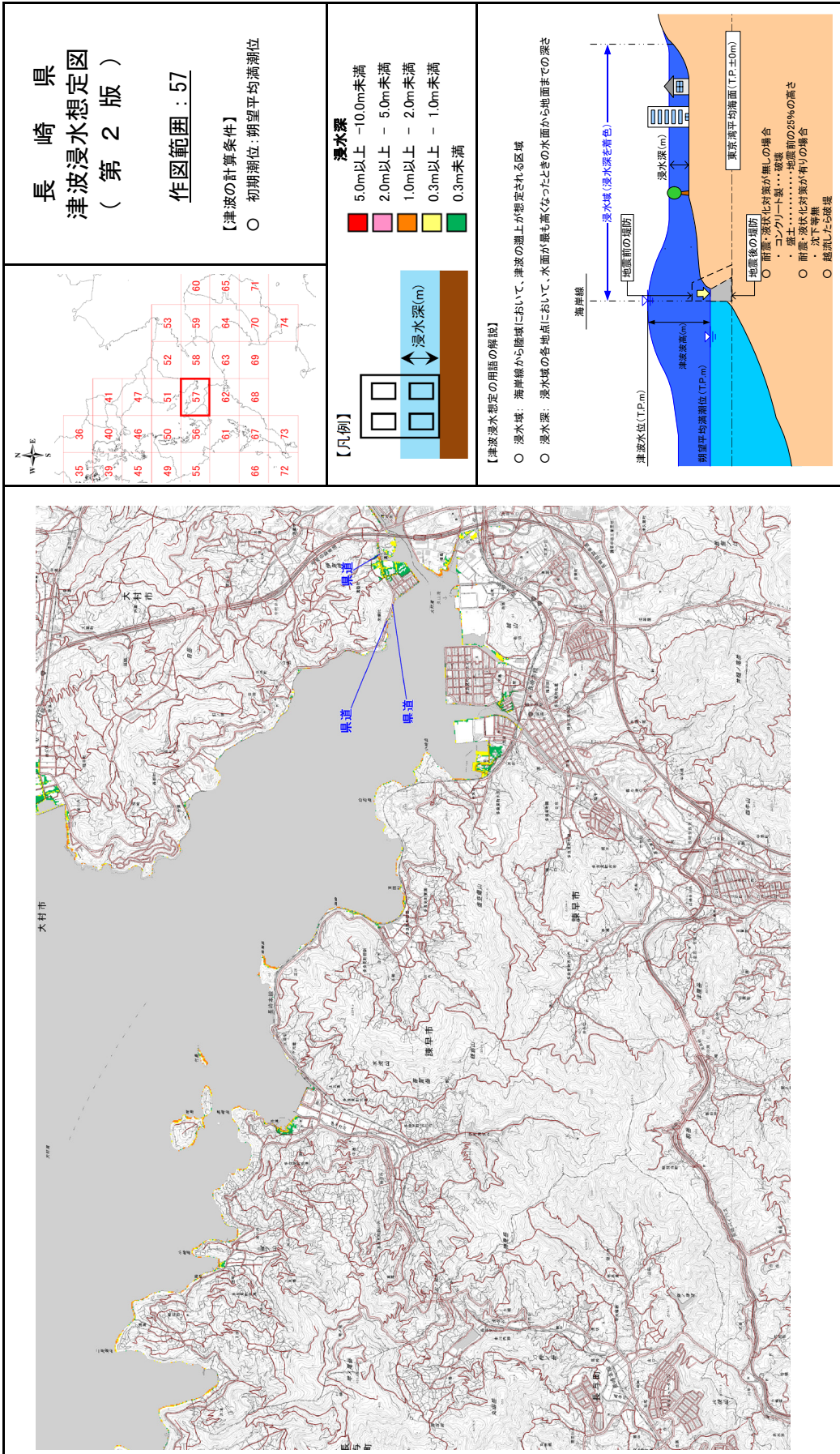


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平 27 情報、第 1413 号)。これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

【留意事項】

○ 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。この津波浸水想定は、過去の津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水域(浸水深)と浸水深(浸水深をあらわした)のものです。○ 最大クラスの津波を想定している「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース 5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝帯東部断層帯の運動」「知高海峡東部の断層」「大村・諫早北西付近断層」「大村・諫早北西付近断層」の 6 つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域(浸水域)と浸水深(水深)を算出したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。○ この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が低いというものではありません。そのため、この津波浸水想定は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、黄色色された浸水域が必ずしも安全というわけではありません。○ 今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。○ ※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製して作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

3 溝陸地区の津波浸水想定



この地図は、国土地理院院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平 27 情種、第 1413 号）。
これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院院長の承認を得なければなりません。

【留意事項】
○ 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
○ この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水域と水深（浸水域をあらわしたものです。最大クラスの津波をもちと想定されている「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース 5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南線西部断層帯と雲仙地溝南線西部断層帯の運動（対馬海峡東の断層）」「大村・諫早北西付近断層」を公表した、80 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えるものとして、「対馬海峡東の断層（F60）大すべり左側」を設定しました。この 6 つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域（浸水域）と、浸水深（水深）を算出したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
○ この浸水域と浸水深は一定の条件を設定した結果であり、これより大きな津波が発生する可能性が低いものではありません。そのため、この津波浸水想定は、浸水域と浸水深は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されたい区域が必ずしも安全というわけではなく、必ずしも同時に発生する可能性が低いものではありません。
○ 今後、最新の知見や調査等により、浸水想定を修正する可能性があります。※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製して作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。